大阪府警察留置業務管理指導員運用要綱の制定について

平成10年12月21日

例規（留）第65号

最近改正　令和３年３月26日例規（務）第40号

この度、別記のとおり大阪府警察留置業務管理指導員運用要綱を制定し、平成11年１月１日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別　記

大阪府警察留置業務管理指導員運用要綱

第１　趣旨

この要綱は、留置業務に係る専門的な知識及び技能を有する警察官を留置業務管理指導員（以下「管理指導員」という。）として認定し、その者に実践的な指導を行わせることにより、看守勤務員の実務能力の向上及び適正な留置業務の推進を図るため、管理指導員の認定・運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　管理指導員の候補者の推薦

警察署長及び総務部留置管理課長（以下「署長等」という。）は、次により管理指導員の候補者を推薦するものとする。

１　推薦基準

管理指導員の候補者は、次のいずれにも該当する者とする。

(１)　留置業務に従事している警部補又は巡査部長の階級にある警察官で、当該業務の経験年数（職員の任用に関する規則（昭和29年人委規則第１号）第５条第２号の規定に基づく現に他の都道府県警察の警察官である者を対象とする選考により採用をされた者（当該他の都道府県警察への復帰を前提としない者に限る。）にあっては当該他の都道府県警察の警察官としての当該業務の経験年数を、同号及び同条第３号の規定に基づくかつて警察官であった者を対象とする選考により採用をされた者にあっては当該採用前の警察官としての当該業務の経験年数を含む。）が警部補にあっては３年以上、巡査部長にあっては５年以上のもの

(２)　留置業務に関して専門的な知識及び技能を有する者

(３)　勤務成績が優秀であり、かつ、優れた指導力を有する者

２　推薦要領

署長等は、前記１の推薦基準を満たし、かつ、管理指導員として適任と認められる者を留置業務管理指導員推薦書（別記様式第１号）により総務部長（留置管理課）に推薦するものとする。

第３　管理指導員の認定等

１　管理指導員の認定

総務部長は、署長等から推薦のあった者について、警務部長と協議した上、適任者を管理指導員に認定するものとする。

２　名簿への登載及び認定の通知

総務部長は、前記１により管理指導員の認定を行ったときは、留置業務管理指導員名簿（別記様式第２号）に登載するとともに、留置業務管理指導員認定書（別記様式第３号）を添えて推薦した署長等に通知するものとする。

第４　管理指導員の認定の取消し等

１　認定の取消しに係る申出

署長等は、管理指導員に認定された者が次のいずれかに該当する場合は、速やかに総務部長（留置管理課）に申し出るものとする。

(１)　人事異動により留置業務を担当する部署以外の部署に配置された場合

(２)　管理指導員としてふさわしくない行為があった場合

(３)　その他署長等が認定の取消しの必要を認めた場合

２　認定の取消し

総務部長は、署長等から前記１の申出を受けた場合は、その申出の内容を審査し、管理指導員の認定を取り消すことが適当であると認めるときは、その認定を取り消すものとする。

３　認定の取消しの通知

総務部長は、管理指導員の認定を取り消したときは、留置業務管理指導員名簿から削除するとともに、その旨を認定の取消しを申し出た署長等に通知するものとする。

第５　標章の着装

管理指導員は、勤務に従事するときは、留置業務管理指導員標章（別記様式第４号）を制服の左胸部のポケットのふたに着装するものとする。

第６　運用要領

１　署長等は、管理指導員に通常の勤務を通じて看守勤務員に対する実践的な指導を行わせるものとする。

２　署長等は、他所属の看守勤務員に対する指導教養を行わせるため、総務部長から留置業務管理指導員派遣要請書（別記様式第５号）により管理指導員の派遣要請があったときは、管理指導員を派遣するものとする。

第７　配意事項

１　署長等は、所属職員に対しこの要綱の趣旨を徹底するとともに、管理指導員の士気の高揚を図ること。

２　警察署留置管理課長（大淀、大阪水上、大正、東成、西淀川、摂津、豊能、箕面、池田、枚岡、河内、松原、柏原、門真、南堺、高石、泉大津、貝塚、関西空港、泉南及び河内長野の各警察署にあっては、総務課長）及び課長代理（留置管理担当）は、部下職員が管理指導員に認定されたときは、当該部下職員に対し、管理指導員としての心構え、指導事項及び指導方法について教養を実施すること。

第８　経過措置

この例規通達実施の際現に「大阪府警察留置業務管理指導員運用要綱の制定について」（平成９年９月１日一般（留）第421号）の規定により管理指導員に認定されている者は、この例規通達の規定により管理指導員として認定された者とみなす。